

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する ワーキングチーム（第1回・第2回）の意見の概要

【独占的利用許諾構成に係る検討】

1. 独占的ライセンスの対抗制度導入における制度設計

（1）総論

- まずは独占的ライセンスについて対抗要件制度と差止め請求権の制度を導入することが重要。その意味では、登録の代替となる対抗要件といった様々な検討が必要な部分の議論は先送りにして、文化庁への登録を前提に考えていくべきではないか。[第1回]
- 既存の登録対抗制度一般についてどのような見直しがされるかによって、登録に代わる対抗要件を特別に設けるか否かも変わってくる。そのため、まずは既存の登録対抗制度一般の見直しについて検討すべきではないか。[第1回]

（2）登録の代替となる対抗要件について

- DX対応の議論でもデータベースの整備の必要性が指摘されているが、データベースへの登録を対抗要件とすることで、それがデータベース登録のインセンティブとなって、DX対応も進むということもあり得る。[第1回]
- 虚偽の対抗要件具備をどのように防止するのかについても検討が必要。共同申請等の要件を課すことで虚偽性を排除するという考え方もあり得るが、その場合、共同申請をしてもらえずに対抗要件を具備できないといったこともあり得る。実務的には、共同申請ではない簡易な方法での対抗要件具備のニーズはあると思うので、虚偽性を排除する工夫と併せて簡易な方法についても検討してはどうか。[第1回]
- 登録の代替となる対抗要件を設ける場合、一義的に相互関係等が決定できる必要があるため、民間のデータベースであれば認証制度を導入し、一分野に一つの統一的なデータベースとすること、あるいは、公的なデータベースを作ってそこに各データベースの情報を統合すること、といった制度設計が必要になるのではないか。[第1回]
- 登録の代替となる対抗要件は既存の登録対抗制度を残しつつ導入することになると思うが、その場合、対抗要件具備の先後関係を明確にする必要がある。登録の代替となる対抗要件が民間のデータベースへの登録になるとすると、そのデータベースへの登録と文化庁への登録の先後関係を見ることになるのだろう。[第1回]
- 共同申請の点については、虚偽を防ぐという点では共同申請の方がよいが、権利者側に

登録協力義務がないとされると単独で登録できなくなるため問題がある。[第1回]

- 独占的利用許諾構成による場合において、登録の申請を共同申請とするときは、著作権者の登録協力義務が認められるか否かが問題となる。著作権者の登録協力義務は認められないとするのであれば、特別の措置を講ずる必要があるのではないか。[第1回]
- 共同申請を維持するのであれば、登録協力義務が著作権者側にあるとするのは簡明でよい解決法だと思うが、今までの利用許諾契約における解釈を変更することになるため、その点についてどこまで立法で踏み込むのかは検討が必要。これに対して、共同申請を要求せず、例えば、登録の代替となる対抗要件において、ライセンシーの側から登録の申請があった場合は申請を受けた機関から著作権者に対し意思の確認をするという制度設計も考えられるのではないか。[第1回]
- 明認方法については、著作物の場合、複製物が多数存在し得るため、第三者においてどこまで確認すればよいのか分からないといった問題や、その措置が施された時点の立証の問題があるので、採用するのは難しいのではないか。そのため、民間法人のデータベースのように一括して管理する方向になると思われる。その際は、人的編成主義を採用することになると思われる。民間のデータベースにするのか、文化庁への登録にするのかは、共同申請や登録免許税の点を踏まえて検討することになると思われる。[第1回]

(2) 既存の登録対抗制度を改善して独占的ライセンスの対抗制度として導入することについて

- 物的編成主義で制度設計するのか、人的編成主義で設計するのかという点は、登録の単位だけではなく、各論点で横断的に関わる問題。それぞれの編成で何が実現できて、何が実現できないのかを明確にしていくことが必要。[第1回]
- ①個別の著作物を単位とするのではなく、一定のまとまりで登録をすることができるようにする、②公開される登録情報の範囲を限定する、③将来創作される著作物についても、登録をすることができるようにするといったニーズに応えるのであれば、物的編成主義ではなく、人的編成主義を採用するほうがよい。[第1回]
- 物的編成主義で将来創作される著作物の登録を認めようとする、その著作物が存在しない時点で著作物を特定する必要があるが、それは非常に困難。そのため、将来創作される著作物を対象とするのであれば人的編成主義を採るといった工夫が必要。[第1回]
- ここでは取引関係者が、二重契約がされていないことを確認できれば足りるため、登録内容は誰でも閲覧できるようにする必要はない。そのため、人的編成主義を採りながら、開示範囲をコントロールするという制度設計が望ましいのではないか。[第1回]

- 登録内容について何か知りたいという場面としては、著作権譲渡の場面、訴訟の場面などが考えられ、基本的には利害関係者が多いと思われる。こういった登録制度の内容にするのかにもよるが、様々な場面が有り得ると思われる。[第1回]
- 登録内容を閲覧することでライセンスの内容がすべて分かるようにしてしまうと、ライセンス内容を開示したくないから登録しないということになりかねず、現実的には使われない制度になる。制度が活用されるためには、登録事項は可能な限り簡潔にすることが望ましい。契約内容の詳細については、デューデリジェンスで確認すれば足りる。[第1回]
- 将来の著作権の登録について、ゲーム業界からしか要望が来ていないが、これを認めるのであれば、原則としてゲームだけでなくすべての著作物が対象になるとと思われる。その際、ゲーム以外の業界においてこれを認めることによる問題が起り得ないかという点については配慮して検討する必要があるだろう。[第1回]

(3) 登録を備えていなければ対抗できない「第三者」に悪意者を含むか否かについて

- 善意か悪意かで訴訟になると、法律関係が不安定になるため、民法上においても背信的悪意者を除いて悪意者を対抗要件を備えていなければ対抗できない「第三者」に含んでいる。著作権法だけが悪意者を含まないとするのは難しいのではないか。[第1回]

2. 著作権者等への訴訟手続面での配慮

- 法律上の義務として事前通知義務等を設けるといった著作権者等への配慮は特段不要。著作権者が特に独占的ライセンシーの差止請求の訴え等について制限をかけたいということであれば契約上の手当てで対応するのが適当。[第1回]

【出版権的構成に係る検討】

1. 対抗制度の制度設計及び2. 著作権者等の意思への配慮の要否及び方法

- 法律構成に若干の違いはあるが、基本的には出版権的構成においても独占的利用許諾構成で議論した内容が当てはまると考える。[第1回]

3. 施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱い

- 独占的利用許諾構成と出版権的構成とで実質的な権利内容に大きな違いがなければ、新制度を施行日前に設定された独占的ライセンスにも遡及して適用してよいかどうかというのが決定的な問題であって、独占的利用許諾構成と出版権的構成のいずれを取るかで決定的な結論の違いが出るものではないと思われる。[第1回]
- 仮に遡及適用すべきだとすれば、出版権的構成においても、法技術的には、一定の要件を満たす施行日前の独占的ライセンスについては、新たに創設される独占的利用権を設定したとみなすという経過規定を置くことで対応可能ではないか。仮に新たに創設される独占的利用権が物権的権利であるがゆえに強すぎるのであれば、例えば、経過措置として施行日前の独占的ライセンスについては短期の期間制限を付すといった措置も考えられるのではないか。[第1回]
- 独占的ライセンシーに差止請求権を付与する規定は、創設規定ではなく、確認規定と見ることでもあるのではないか。そうだとすると、不明確なものを明確にただけにすぎず、対抗要件のところは少し配慮が必要かもしれないが、基本的には遡及適用による法的安定性を害するという問題はそこまで先鋭的なものにはならないのではないか。[第1回]

4. 権利の範囲・差止めの範囲、独占的利用許諾構成と出版権的構成の違い等

- 独占的利用許諾構成でも、出版権的構成でも大きな違いがないのであれば、出版権的構成によって独占的ライセンスを認める方向性について、前向きに検討したほうがよい。独占的利用許諾構成と出版権的構成との違いについて、立法論的な検討をすべきである。[第1回]
- 立法にあたっての現実問題として、出版権的構成だと、どこまで細分化した権利の登録を許容することができるのかという問題が出てくるように思われる。[第1回]
- 独占的利用許諾構成と出版権的構成は理論的に突き詰めていけば、出来上がる制度に違いはないのかもしれないが、出版権的構成だと、世の中に出すときに、何か物権的なもので、債権ではできなかったことができるようになるといった理解をされる可能性があり、独占的利用許諾構成で説明していった方が、柔軟性が確保しやすいといった可能性

がある。いずれの構成がよいかを考える上では、このような世の中にどのように受け止められるかという点についても考慮が必要。[第1回]

- 現行の出版権については、ライセンスバックのようなものが無い限り著作権者は自己利用ができないとされていたり、継続出版義務などといったデフォルトルールが定められていたり、出版分野にカスタマイズされた形になっているため、柔軟性がないように見られていると思う。この点は、そのようなカスタマイズがされていない独占的利用権を基本としつつ、出版分野についてのみ現行規定のような特則を置くという形も有り得るのではないか。[第1回]
- 出版権的構成を採る場合には、既存の出版権や、工業所有権法上の専用実施権等との関係で、同様の規律を及ぼす必要があるのかを検討する必要がある。例えば、公示方法や権利の範囲について立法論的に限定がかかってくるかどうかである。この点に関連して、設定される権利の範囲の「細分化」に限定をかけるべきとの議論があり得るが、この結論は物権的構成から論理必然的に導かれるものではなく、「細分化」によってどのような不利益や、問題があるのか生じるのかを具体的に検討する必要がある。[第1回]
- 出版権的構成による新制度と現行の出版権を併存させ選択可能なものとする場合、出版権が負っていたニーズはそのまま出版権制度で吸収し、出版権では覆いきれないニーズを新しく創設される独占的利用権制度で吸収する形で棲み分けは可能と思われる。その上で、新制度の方では、著作権者本人による利用を認めることもオプションとして選択可能にしておくことも考えられる。[第1回]
- 出版権的構成により、新しい物権的な利用権を創設することについては、抵抗があるかもしれない一方で、独占的利用許諾構成により、不動産を目的としない債権的な利用権について独占性の対抗や差止めを認めることにも、懸念が示されるかもしれない。どちらが受け入れられやすいのかについて、丁寧な検討をする必要がある。[第1回]
- 従来から、著作権法にも専用実施権のような物権的権利を創設することが必要ではないかとの指摘があった。この点も踏まえて、今まで債権的なものと考えられていた独占的ライセンス契約に差止請求権という物権のような効力を新しく付与するという制度と専用実施権のような物権的権利を著作権法に合わせてカスタマイズした形で創設する制度と、どちらが一般に理解しやすいかは検討の余地があると思われる。[第1回]
- 物権的なものをベースにすると当事者が自由にカスタマイズできるという説明は法制化の過程で受け入れられにくい可能性がある。一方で、この点は例えば、独占性の範囲

については契約で柔軟に定められ、それに第三者効を付与するのだという独占的利用許諾構成のような説明の方が通りやすい可能性がある。独占的利用許諾構成の方が柔軟性の説明がしやすいのであれば、その構成を前提にいろいろ柔軟にできるということを世の中にアピールしていくことも重要。[第1回]

- 出版権的構成における独占的ライセンスの対抗制度を設けるときは、利用権の設定を受けたものの、その旨の登録を備える前に、著作権の譲渡がされ、その旨の登録がされた場合において、利用権の部分を譲受人に対抗することができるか否かを検討しておいた方がよい。[第1回]
- 著作権者側からすると、出版権設定は著作権譲渡に比べてマイルドな手段として取られており、また、出版権には修正増減権など、著作権者の救済的な意味合いで著作権契約法のようなものが規定されている。一方で、独占的ライセンスも、著作権譲渡よりはマイルドな手段と受け止められる可能性があるが、契約の立て方によっては、ほとんど著作権譲渡と同じような効果を持つようなものもできかねない。そのため、今回創設する制度においては現行の出版権にあるような著作権契約法的な規定の必要性も検討してよいのではと考える。[第1回]

5. 現行出版権制度の各規定との関係、現行出版権制度の取扱い

- 出版権消滅請求の規定については、導入の要否について検討してもよいのではないかと、すなわち、差止請求権を確保するためだけに出版権的構成における独占的利用権を設定し、著作物等が実際には利用されないといった事態が生じることが問題だという価値判断がなされるのであれば、出版権消滅請求の規定を出版権的構成における独占的利用権の制度に置くことも考えられるのではないかと。[第2回]
- 出版権消滅請求は、継続出版義務や存続期間などの他の規定とも関連して認められているものと考えられ、これらの規定は制度設計の全体を考慮したうえで導入の要否を検討する必要があるのではないかと。[第2回]
- 出版権は出版分野に対応する形でカスタマイズされているものであるから、現行の出版権はそのまま残した上で、新たに独占的利用権の制度を設けるのがよい。[第2回]
- 現行出版権制度の継続出版義務等の各規定において強行規定とされるものがある場合は、出版権とそれらの規定の無い出版権的構成における独占的利用権を選択可能とすると、後者を選択することで当該強行規定の潜脱になることが懸念。いずれも任意規定であれば両者を選択可能なものとして制度設計することで問題ない。[第2回]

- 現行著作権制度の継続出版義務やその他の著作権特有の各規定は、今後、出版分野で、それらの手当のない独占的利用許諾構成における独占的利用権が多用されるようになったとき、それによる弊害が生ずるおそれはないか。それらの点について、当事者間の合意のみに任せてよいのか、一般条項等により調整する道があればいいのか、あるいは交渉力の弱い立場や修正増減権などの著作者特有の利益を保護する措置が必要にならないか。そのような観点からも、これらの諸規定の準用を含め、検討すべきではないか。
[第2回]

6. その他（特許法その他の知的財産権法との関係等）

- 著作権や専用実施権等の既存の物権的権利に関する規律を著作権的構成における独占的利用権にも適用すべきか、という点は、各制度との相違を考慮したうえで、個々の規定ごとに判断する必要がある。[第2回]

【独占的利用許諾構成と著作権的構成の比較】

1. 独占的ライセンスの種類

- 独占的ライセンスを付与しながら、独占的ライセンシーにおいて差止めができないというのは意味がない。差止めができない独占的ライセンスというものを設ける必要はないのではないか。[第2回]
- 特許法の世界では、専用実施権を使わずに、債権的な効力しかない独占的通常実施権を多用しているという実態がある。それが著作権法の世界に当てはまらないのかという点は議論しておく必要があると思われる。[第2回]
- 特許権の独占的ライセンスと著作権の独占的ライセンスがセットでなされる場合があり得る。前者が独占的通常実施権の場合はこれに基づいては差止めができないが、後者については今回の新制度に基づいては差止めできるといったことが生じ得るところ、それで実務的に混乱しないかというのは検討しておく必要があるのではないか。[第2回]
- 特許法においても専用実施権をなくして独占的通常実施権に差止請求権を付与しようという議論もあるところであるから、独占的利用許諾構成で制度設計することで特許法と不整合が生じるというものではないと考える。[第2回]
- 無名契約で差止請求権の制度の適用を除外する契約が可能かは疑問。独占性の合意がなされた以上、当該制度の保護が与えられるべきというのが前提と思われるため、仮に差止請求権を契約で制限したとしても、それはあくまで契約上の制限であって、差止請求権の付与自体は否定されない、という仕組みを前提に考えるのがよいのではないか。[第2回]
- 独占的ライセンスの設定に書面性などの形式要件を課せばその形式要件を満たしていないときに差止請求権のない独占的ライセンス契約が発生することが考えられる。他方で、形式要件を設けない場合、あえて差止請求権のない独占的ライセンスを行う余地を削る必要はないが、その具体のニーズがあるかは不明。[第2回]
- 差止請求権のない独占的ライセンス契約を行うことができるとすべきかどうかについては、差止請求権の付与をも考慮して検討すべきである。[第2回]
- 実務上、差止請求権のない独占的ライセンスという類型についてのニーズがあるとすれば、自然と、(制度上は差止請求権が付与されるとしても、)事実上、差止請求権を認めない形の独占的ライセンスとして運用される類型の契約が生じてくるだけではないか。

[第2回]

- 差止請求権を特約で排除できるのか否か、そのような特約を債権的効力のみのものでするのか、無効とするのかなど、制度設計上はいくつか選択肢が考えられるのではないか。

[第2回]

- 差止請求権を排除する特約は債権的効力として認めれば足り、差止請求権の付与自体を否定するものとして制度設計する必要はないのではないか。[第2回]

2. 対抗制度の対象について

- 出版権的構成における独占的利用権において、仮に利用権の当然対抗が主張できないのは不当であるという価値判断をするのであれば、法技術的には、独占的利用許諾契約において黙示の利用許諾がなされていると解釈し、又は法定の利用権を認める規定を設けるといった方策が考えられる。[第2回]
- 出版権にも同様の問題があるが、従前の議論では出版権設定とは別に黙示の利用許諾（いわゆる「裏契約」論法）を認めることで一定程度救済できると整理していた。独占的ライセンスの制度については、そのような便法のようなものを使わずに、最初から独占的利用許諾構成のように利用権＋独占性という二階建て権利として制度設計することが望ましい。[第2回]
- 出版権的構成による独占的ライセンス契約をした場合に、対抗要件を具備しなくても黙示の利用許諾が当然に認めることに関しては、この考え方によるときはることに関しては、この考え方によるときは、著作権等の譲渡の場合にも、対抗要件を具備しなくても黙示の利用許諾があると認定して同様の救済が与えられるべきことになるが、実務的には、独占的ライセンス契約において予備的に利用許諾の条項を追加すれば足りる話であるから、それすらしない場合に黙示の利用許諾を広く認めて救済を図る方向で整理することについては消極的である。[第2回]
- 出版権的構成における独占的利用権を、非独占的利用許諾契約と連続的なものと捉えるのであれば、（黙示の利用許諾を認めるのか、立法的な手当をするのかは別にして、）利用権の部分の当然対抗を認めるという考え方も有り得る。他方、これを著作権の一部譲渡等と同じように考え、出版権的構成による独占的利用権については、利用権も含めた形で対抗制度が整備されることから、対抗要件の具備を怠った場合には、利用権部分も含め、対抗できなくなったとしてもやむを得ないという考え方も有り得る。[第2回]

- 本質的には、出版権も利用権＋独占性という２階建ての権利と考えることができるのではないか。ただ、現行の作りとしてはそのような２階建てになっていないので、別途黙示の利用許諾（いわゆる「裏契約」論法）を認めるといった説明をしなければならなくなっている。そうであれば、今回導入する独占的利用権は最初から２階建ての権利として導入する方が、混乱がなく、法律関係も安定するのではないか。[第２回]

3. 柔軟な権利設定

- 実体法上の問題とは別に、どこまで細分化された権利の公示（登録）を認めるかという問題がある。細分化された権利を公示することができないとすると、公示できない部分は、第三者に対抗することができないため、当事者間でのみ効力があるとされることになるため、実体法上、細分化を認めたとしても意義が乏しくなる可能性がある。[第２回]
- 出版権においては、支分権をさらに細分化して権利設定する場合、その細分化について当事者が意図したとおりの法的効果が認められないリスクがある。そのため、そのようなリスクが無いような制度設計が望ましい。[第２回]
- 著作権の一部譲渡における細分化の議論は、いずれも排他性が理由になっていると思われるため、独占的利用許諾構成と出版権的構成の両方に妥当すると考える。一方で、そもそも著作権の一部譲渡の議論は古い議論のため再考の余地はあるのではないか。細分化した権利を公示できるよう既存の登録対抗制度を見直ししていくとともに、実体的な解釈としても細分化を認めていく形で整理していくのが望ましい。[第２回]
- 実務的にはきめ細かく細分化して独占的ライセンスを設定していることも多いと考えられることから、可能な限り細分化して設定できる形が望ましい。[第２回]
- 著作権の一部譲渡における細分化の問題については、独占的ライセンスに差止請求権を付与する場合、独占的利用許諾構成と出版権的構成のいずれでも同じ問題が生じる。一方で、制度の受け止められ方として、出版権的構成の方が事実上著作権の一部譲渡に近いものとして受け止められる可能性があるとするれば、その点は配慮が必要。[第２回]
- 内容的な一部譲渡の問題に関しては、出版権的構成による独占的ライセンスは、対象が有体物ではなく非競合的な無体物という点で、地役権のようなものと捉える余地があり、例えば、「文庫本として複製する権利」の出版権的構成による独占的ライセンスの場合、利用権の対象はあくまで複製権であるものの、その目的は文庫本とするためであると把握され、著作権の一部譲渡の場合とは違って、対象の細分化の問題が出てこないと解釈

する余地がある。[第2回]

4. 法制面での説明の難易

- 債権物権のドグマはすでに過去のものになっている。ドグマにとらわれずに、当事者のニーズから制度を設計すべき。[第2回]
- 債権的な権利に差止請求権を認めるというのは、民法においてもまだ不動産賃借権にしか認められていない。これを踏まえると新しく創設される制度において、債権的な権利であるにも関わらず差止請求権を付与する場合、それを正当化するための一定の説明が必要になる。[第2回]
- 独占的利用許諾構成における差止請求権制度導入の正当化根拠については、①不動産賃借権に限られているとはいえ、債権的な権利に差止請求権が認められていること、②利用権の当然対抗制度が設けられたことにより利用許諾に係る権利に物権的な効果を認める法的基礎ができていいると考えられること、③無体物においては、有体物の場合と異なり、不作為請求権（差止請求権）がなければ、全く法的利益を守る手段がないこととなり、排他性も画餅に帰することとなってしまいうので、不作為請求権は本質的に不可欠であることという三重の理由付けを総合することで十分に説明できるのではないか。[第2回]
- 著作権法の利用権において当然対抗が認められているのは、その対象が非競合的な無体物であり、独占性の部分と切り離して、利用権のみの対抗を認めることができるためである。他方、地上権等において、登記が対抗要件とされ、当然対抗とされていないのは、対象が有体物であり、利用権の対抗と独占性の対抗とをセットで考えざるを得ないためである。そのため、当然対抗制度が設けられていることを理由として、著作権法の利用権が地上権等よりも物権化されているといった説明をすることは、誤解を招きやすいと思われる。[第2回]
- 全体的に出版権的構成の方が法制的な説明が付きやすい部分が多い。一方で、物権と債権の区別に重きが置かれるとすると、出版権的構成では施行日前の独占的ライセンスを保護することが難しくなる可能性はある。刑事罰に関しては、特許法では独占的通常実施権の侵害に刑事罰が科されていないということを踏まえると、出版権的構成の方が刑事罰を科すことの法制的な説明はしやすいと思われる。[第2回]

5. その他

- 出版分野において出版権設定契約と出版許諾契約は使い分けがされているように思う。出版権的構成を採用した場合に後者の契約における差止めのニーズへの対応が漏れてしまうことは極めて問題である。[第2回]
- 報告書における用語としては、「出版権的構成」より、「専用利用権構成」といった用語を使った方が、分野を限ることなく、特許法の専用実施権に類する権利を著作権法において創設するという趣旨が伝わりやすいのではないか。「出版権的構成」という用語だと、現行出版権制度との関係を論じる際に分かりにくいと思われる。専用実施権とは異なり登録が効力発生要件にならないという点は、報告書の中で説明があれば、疑義も生じないと思われる。[第2回]

【その他の構成】

- 債権者代位については、訴訟になると法定訴訟担当と解されるため、その判決の既判力が債権者（ライセンサー・著作権者等）に及ぶと考えられる。この点で、著作権者等への影響が大きいことから、積極的に否定すべきである。第118条の構成についても議論不要と思われる。[第2回]

(以上)